

早稲田大学大学院法学研究科

2020年1月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目

「憲法9条学説の現代的展開
——戦争放棄規定の原意と道徳的読解」

申請者氏名 麻生 多聞

主査 早稲田大学教授 博士（法学）（早稲田大学） 水島 朝穂
早稲田大学教授 博士（法学）（早稲田大学） 岡田 正則
早稲田大学准教授 金澤 孝
早稲田大学名誉教授 戸波 江二

麻生多聞氏博士学位申請論文審査報告書

鳴門教育大学大学院学校教育研究科准教授 麻生多聞氏は、早稲田大学学位規則第 8 条に基づき、2019 年 4 月 1 日、その論文『憲法 9 条学説の現代的展開—戦争放棄規定の原意と道徳的読解』を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2020 年 1 月 15 日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

I 本論文の目的・構成と内容

(1) 本論文の目的・構成

本論文は、日本の国家権力から、国際法上固有の権利として認められた自衛権行使までも制約するに至った事情を「特殊日本的歴史」ととらえ、それが従来通説の地位を占めてきた憲法 9 条「2 項全面放棄説」を支えてきたという問題意識のもと、5 つの柱を立てて、このテーマに多角的に接近しようとするものである。

第 1 の柱は、法規範を「原理」と「準則」に区分するロナルド・ドゥオーキンの「道徳的読解」に依拠しつつ、日本国憲法 9 条の解釈を行うという問題設定である（第 1 章）。第 2 の柱は、日本国憲法の制定過程における制憲者意思を実証的に分析し、これにより得られた制憲者意思の中核と、道徳的読解という憲法解釈方法論との関わりを探っていくという問題設定である（第 2 章）。第 3 の柱は、「2 項全面放棄説」に立ちつつ、非武装平和主義に規定される日本の安全保障政策が具体的にどのような形をとるべきかという問題設定である（第 3 章）。第 4 の柱は、これまでの一般理論の問題から具体的な問題に踏み込み、憲法学説が、学校教育課程における平和教育実践にどのような影響や展望を与えているかという問題設定である（第 4 章）。第 5 の柱は、憲法 9 条の規範内容の実現のための対権力的対抗の方法論のあり方について、近年沖縄において展開される「アイデンティティを結集軸としてオール沖縄」を参考に課題を明確にしていくという問題設定である（第 5 章）。本論文の中核は、序章から第 3 章までであり、第 4 章と第 5 章は補論としての位置づけを与えられている。

(2) 本論文の内容

序章「自衛戦争」の諸相」では、近代以降の日本による対外的軍事進出が「自衛のための武力行使」として正当化されていたとして、このような武力行使に伴い、自国の将兵および非戦闘員が、戦時国際法により保障されていたはずの生存につながる諸権利を剥奪され、玉砕や自決、「集団自決」を強いられた経緯、さらに他国民に対する組織的大量殺害等が行われたという経緯に触れ、「特殊日本的な歴史」という視座を設定している。ここから、日本には自衛のための武力保持・行使までも自制すべき歴史上の理由があること、この文脈において、憲法 9 条「2 項全面放棄説」が憲法学の伝統的な通説として選ばれてきたのではないかという主張を展開している。

第 1 章では、憲法 9 条学説を整理し、「1 項全面放棄説」、「2 項全面放棄説」、「限定放棄説」がそれぞれ紹介される。そのなかでも、「限定放棄説」批判に重点が置かれ、憲法 13 条を根拠とした「限定放棄説」を唱える論者の議論をとりあげ、樋口陽一の議論に代表される憲法学説が、憲法 13 条を根拠とする個別的自衛権合憲論を従来否定してきたと評価する。「限定放棄説と憲法 13 条」では、第 4 回憲法改正草案枢密院審査委員会（1946 年 5 月 6 日）での林頼三郎顧問官と入江俊郎法制局長官の議論を参照し、「戦争による自衛権」と「戦争によらざる自衛権」を区分した入江が、基本的人権を多く保障する日本国憲法下では「基本的国権をも十分に保証することになれば釣合がとれ

ぬ」とした林の質問に対し、「国家として最小限の自衛権を認めることは当然であるが、それは戦争、武力による解決を今後絶対にやらぬと云ふ捨身の態度をとると云ふことが一つの態度である」として、「戦争によらざる自衛権」による安全保障という方向性を示した点を本論文は重視する。

他方、長谷部恭男の「穏和な平和主義」論、「原理と準則—道徳的読解」という憲法解釈方法論について検討するとともに、「穏和な平和主義」論が立脚するロナルド・ドゥオーキンの原理・準則区分論と、道徳的読解(moral reading) という憲法解釈論を参照し、原理に基礎を置く一個の統合的な法秩序の構想が法の解釈主体による道徳的読解の前提とされること、当該区分論と道徳的読解が強い結合関係にあることを指摘する。本論文は、憲法解釈は制憲者が述べたことを出発点として開始されなければならない、制憲者が述べたことを理解するためには制憲者についての具体的な情報や、制憲者の発言の文脈への依拠が求められるとするドゥオーキンの原意主義に対する姿勢が、「予期的原意主義」と「意味論的原意主義」を区別した上で前者を批判するものであり、制憲者が憲法条項に込めた概念の核心を特定することを求めるものであると指摘する。道徳的読解における、抽象的な道徳的言語を含む憲法条項解釈への制約要因として、憲法のテキストや体系的構造、その歴史的な理解などと整合する原理であること（インテグリティへの適合性）が求められることを踏まえ、特殊日本的な歴史の観点から、軍事に対する戦後日本の対処の仕方が他国とは大きく異なることが正当化されるべきであると主張する。また、力の空白により侵略へのインセンティブが高まり、国際的な平和秩序が不安定化するという「穏和な平和主義」の前提について、ロバート・コヘインの国際レジーム論を参照して、国際社会においては繰り返し囚人のジレンマモデルが適用されるべき場合があること、かようなモデルでは裏切りが常に支配戦略となるものではないことを示唆する。

第2章では、制憲者が憲法条項に込めた概念の核心を特定するため、制憲者をめぐる具体的な情報や、制憲者の発言の文脈を精査し、警察力を超える実力説的に理解された「戦力」の全面的不保持説と両立可能な、「戦争によらざる自衛権」による安全保障という方向性が、制憲者により憲法9条に込められた戦争放棄規定の概念の核心として特定されるという課題を設定する。そして、憲法改正草案をめぐる枢密院や衆議院の委員会や小委員会の議事録や速記録、貴族院議事録や貴族院特別委員会速記録等を執拗かつ徹底的に渉猟して、戦争放棄の解釈に直接関わりのある質問と、これに対する答弁を子細に分析する。そのことを通じて、制憲議会において圧倒的多数の賛成により可決された日本国憲法の戦争放棄規定の中核的意味に関する制憲者の共通理解を跡づけることを試みている。

次いで、1946年5月6日の枢密院審査記録から、入江法制局長官による答弁を引用し、制憲議会での始原的な政府見解が、9条1項で自衛権を観念的に否定されてはいないが、「戦争による自衛権」と「戦争によらざる自衛権」に区分されること、9条1項と2項の関係について、「第二項の方は自衛権とは関係なく交戦権を認めぬとしてあるので、観念的には第一項によつて自衛権を認めても、実際的には出来なくなる」ことに注目する。また、集団的自衛権のみならず個別的自衛権行使を目的とした武力も保持しない状態での日本の国連加盟を論じていることを確認したとする。さらに、5月29日の審査委員会では、吉田茂首相の答弁が「戦争による自衛権」の放棄（個別的自衛のための戦力も放棄）を前提とするものであることが確認できたとする。

『憲法改正草案に関する想定問答・同逐条説明』において法制局は、9条2項の交戦権否認により1項では直接禁じられていない自衛戦争まで出来なくなるという結果が生じることを「やむを得ない」とし、自衛戦争の実行を国連に依頼することが出来ると

したこと、外国からの侵略に対しては、国の交戦にあらざる国民による武装抵抗であれば、9条2項の交戦権否認規定下でも可能とするが、「十分な戦力なき以上この種の抵抗も実行し得ない」としたこと、「何等らかの形において自衛戦争的な反抗を行つてもそれは交戦権を伴ひ得ぬ」から、交戦権否認規定により自衛戦争も実際上行い得ないとしたと解釈され得るとする。

さらに、憲法9条をめぐるGHQの意思が、「日本という平和の破壊者、当時の侵略戦争の責任者と思われた侵略大国である日本」という前提に立脚し、「アジアの中で最も侵略的な大国である日本の力を規制することによって平和を実現するという考え方」と「武力によらない平和というものを実現することによって平和を実現していこうという考え方」とに分けられるとする。

第90回帝國議會衆議院および貴族院の本会議や各種委員会の報告、議事録、審議経過などの分析を通じて、制憲者意思が、自衛権行使のための実力保持、そして実力の行使が許されないという形で一貫していたことを跡づけることができたとする。かくして、制憲者により憲法9条に込められた核心は、「戦争によらざる自衛権による安全保障」として特定されるべきこと、従来の憲法学の通説が述べてきたように、「憲法第9条の制憲者意思は、1項で侵略戦争放棄説を採り、2項前段で、警察力を超える実力説的に理解された「戦力」の、全面的不保持説を採るものだった」ことが裏付けられたとする。

なお、貴族院特別委員会や同小委員会での審議を分析し、憲法66条2項の文民条項をめぐる制憲者意思の内容も跡づけたとする。ここでは、文民条項を経過規定として捉え、「文民」を「これまで職業軍人であったことがない者」と解釈することにより、軍隊の保持を禁ずる憲法9条の趣旨と矛盾することはなくなると述べた芦部信喜の立場が、制憲者意思と矛盾するものではないことも確認できたとする。

第3章では、憲法による統治機構規定力(=立憲主義の制度的規定力)が、多元的社会で規定的影響力を有するアクター間の相互関係により決定されるというロバート・ダールの視座と、「ノーマル・ポリティクス」(普通の政治の局面)と「コンスティテューショナル・ポリティクス」(憲法改正が政治課題になる局面)を区別するブルース・アッカーマンによる「二元論」を踏まえ、「コンスティテューショナル・ポリティクス」という概念が日常と例外状態を区分しない方向で脱構築されるべきことを説く杉田敦の視座などを参考にして、憲法9条の非戦主義的解釈が広く国民に受容され、これが国政へと接続されるためには、どのような前提が求められるのかという課題が提示される。この観点からすると、憲法解釈論的に憲法9条の「2項全面放棄説」が正統かつ正当とされるときも、かような解釈が、特定の集団や組織内部のみにおいて通用する包括的教説に基づく非公共的なリーズニングに依拠するものとどまれば、憲法による統治機構規定力は決定的なものではないとされるダールの枠組において、結局のところ憲法9条戦争放棄規定は、国民の支持を受けることのないまま、その規範力を喪失し続けることになる。こうした認識のもと、本論文は、憲法条文の規範力は常に十全な形で発揮されるものではなく、多元的社会で規定的影響力を有するアクター間の相互関係により強まりも弱まりもするため、憲法9条の規範力が稀薄化していても、憲法改正に至るまでは憲法9条戦争放棄規定の規範力は残されており、立憲主義の見地においてはその規範力を強化していくことが求められるはずであるとする。その限りで、樋口陽一のいう「相対的な論拠づけ」が必要となると本論文も認め、そのために、ロールズが『政治的リベラリズム』で指摘したように、立憲体制の成立根拠たる「重合的合意」としての政治的構想に訴求する形で、多様な価値観を持つ道理的かつ合理的市民が説得されるようなリーズニングに依拠する形で、国の政策として執行されるというプロセスを辿ることが必要となると指摘する。かくして、戦争体験が稀薄化したとされる現在において、従来通

説とされてきた非戦主義的な憲法9条解釈論の可能性は、それが政治的価値を帯びるといふ観点からあらためて問われてくると指摘する。

その上で、この章では、ピーター・カツェンスタインによる日本安全保障政策の歴史分析を参考にしつつ、戦後日本政治における憲法9条解釈のあり様が、制度、規範、利益らの相互関係によって形成され、持続的に為政者を拘束してきた制度化された規範によるものであったことに注目する。憲法の条文自体は決定的なものではなく、憲法解釈を通じて安全保障政策を形成する規範を変更する漸進的な過程こそが重要であり、この過程は、変化する政治状況とかつて日本を破滅に導いた軍事的経験の間にある緊張関係に立脚するというカツェンスタインの視座に依拠し、1945年以前の政治状況や政治手法への回帰に対する恐れが規範的制約と結びつき、憲法9条の改正を不可能なものとしてきたこと、安全保障をめぐる社会規範と法的規範の間に見られる複雑な相互作用が現在でも継続中であるという見地から、暴力抑制的な安全保障政策の重要な駆動要因として位置づけられた歴史的教訓からの規範的要素を市民社会に提示するという課題こそが憲法学説にとって重要であることを指摘している。

本論文は、この観点から、日本の安全保障をめぐる提言を試みる。戦力保持を禁ずる憲法9条に適合的な、「戦争によらざる自衛権」による安全保障方法論の一例として、ジーン・シャープの「市民的防衛」に着目する。そして、「日々の憲法解釈の実践」の重要性を踏まえ、立憲政治を日常化するという方向性において、憲法政治とは議会や違憲訴訟等のフォーマルな公共圏だけではなく、インフォーマルな公共圏においても行われるものであることを説く齋藤純一の指摘を参照し、政治的な公共性のレベルで時間をかけて規範的な判断の再形成が行われ、ドゥオーキンの言葉を使えば「原理」が広い法コミュニティの中で修正されていくというプロセスの重要性を確認するとともに、かようなプロセスの中で「市民的防衛」のような選択肢が意味を帯びることを明らかにする。多数派構築に向けた対抗的公共圏の形成という見地から、憲法9条の保障という文脈において、「第3のセクター」として公共利益団体や平和運動を位置づけ、政治資源を集集して実効的に政治的影響力を及ぼそうとする方法論の意義を説いている。

第4章では、学校教育課程における平和教育実践が果たす役割の大きさを踏まえた上で、前期中等教育課程における平和教育実践の展開の軌跡を跡づけ、同課程社会科、とりわけ公民的分野における平和教育実践について、自らの実践を踏まえて実証的に検討している。学習指導要領における「多面的・多角的な考察」という目標にもかかわらず、政府見解に過度に配慮する内容となっている中学校社会科教科書の実態を把握するため、新教科書検定基準の適用を受けた2016年度社会科教科書のすべてを対象として、憲法9条学習の内容の構成を確認・比較・整理して分析している。また、学校教育現場における平和教育実践の展開を跡づけ、竹内久顕による「平和主義の諸条項を「生き方の原理」として読み換える」べきことを説く平和教育実践の提言を批判的に検討し、「絶対的な思考によって正当化する議論」によってではなく、「相対的な思考」によって憲法9条の非戦主義的解釈が正当化されるべきこと、その限りにおいて、長谷部恭男のリベラリズム的立憲主義論を支持するという立場をここでは表明する。

第5章では、それまでの憲法9条解釈や道徳的読解の問題から離れて、沖縄における基地問題を軸に、国と沖縄県の対立の構図を歴史的に明らかにしていく。そのなかで、翁長知事（当時）による埋立承認取消し、代執行訴訟の提起と和解、国交相による埋め立て承認取消し処分の是正指示、国による不作為の違法確認訴訟に至る経緯などを検討する。そして、「アイデンティティを結集軸とする『オール沖縄』」では、「敗戦そのものを意識において巧みに隠蔽（否認）する一方で、敗戦の帰結としての政治・経済・軍

事的な意味での直接的な対米従属構造に固執、これを永続化せんとする体制の存在を認識し、これを批判的に捉える視座」としての「永続敗戦論」を参照し、憲法9条の規範内容を実現するための対権力的抵抗をめぐる方法論について、近年沖縄で勃興する「アイデンティティを結集軸としたオール沖縄」について、その意義と課題を考察している。

II 本論文の評価

本論文は、従来通説の位置を占めてきた憲法9条の「2項全面放棄説」を擁護することを目的としている。そのため、近年の有力説である長谷部恭男の「穏和な平和主義」論を主な対象として、これに批判を加えつつ、通説の歴史的妥当性を論証する第1、2章と、具体的な安全保障政策への提言を含む第3章がメインとなる。第4章と第5章は補論として位置づけられているが、第4章は第1、2章で議論された論点を、具体的な憲法教育実践を通じて補完するものとなっている。

本論文が高く評価される点は、第1に、「穏和な平和主義」論が、「準則」と「原理」を区別するロナルド・ドゥオーキンによる法解釈方法論を採用しているとしたうえで、そのドゥオーキンの解釈理論の観点からその批判的検討を試みた点であろう。ドゥオーキンの「道徳的読解」を採用したとすれば、長谷部説のような結論にはならないはずだという、いわば内在的批判は一般的には強い説得力を持つはずであるが、後にみるようにそれは少なくない問題を含むものであった。とはいえ、「穏和な平和主義」論を議論の俎上に乗せ、本格的な批判の対象とする研究が少ないなか、その意欲と努力は高く評価されてよいだろう。憲法学の平和主義の領域における課題と論点を大胆に提示したことは確かだからである。

第2に、憲法制定過程の議事録から、詳細かつ周到的引用を行い、制憲者意思の確認にこだわった点も評価に値しよう。制憲議会での議論を網羅的に辿り、かつまた、「芦田修正」をめぐる議論や文民条項をめぐる議論にまでも考察をおよぼしている。政府の立場は「戦争によらざる自衛権」による安全保障によることを想定するものであり、警察力を上回る実力は「戦力」に含まれるという制憲者意思を確認するために、議事録等の念入りな分析を行っており、制憲者意思が全面不保持説にあったことを明らかにしている。ここにも本論文のすぐれた点が認められる。

第3に、憲法理論ばかりでなく、憲法規範の定着の過程に関する考察にまでフィールドを広げたことだろう。そこでの問題意識は、憲法規範に基づいて政治的多数派を形成するための実践がどのようにあるべきか、という点だと考えられる。憲法学のみならず、法哲学や政治学の理論も参照して考察が進められる。実践としての憲法の視点を採り入れて、憲法9条の規範的意義を説きつつ、とくに「武力によらざる自衛権」のあり方の一つとして「市民的防衛」（無抵抗不服従）の論理と具体的方法を提示し、さらに積極的平和のための市民運動による市民の多数派の形成を説き、非武装平和主義の下での憲法9条の規範性を積極的に論じていることも本論文の一つの功績といえる。平和教育に関する第4章、沖縄基地問題をめぐる第5章も、それぞれ問題点を含みながらも、最近の憲法9条の思想と規範性に基づく展開過程として論じていることに意義が認められる。要するに、本論文のすぐれている点は、憲法9条の原意が「2項全面放棄説」にあることを論証し、かつそれにとどまらず、「非武装平和主義」の実践的意義として、その規範的意義が失われていないことをも明らかにした点にある。独創的な分析視座のもと、堅実かつ緻密な歴史的事実分析と、深く掘り下げた理論的探究が行われており、この領域において一里塚となる論文といえる。

だが、このようにすぐれた本論文にも問題がないわけではない。

第1に、「穏和な平和主義」論批判として行われた制憲議会の議論の丹念な検証も、そこから導き出された結論は、従来の憲法学説の通説的な結論の確認にとどまるものであって、もう少し整理し、要約することも可能であったのではないか。日本国憲法制定史研究によってすでに明らかにされた自明の事実の確認にとどまる場所もないとはいえない。論者は「原意」の確定を試みるが、原意＝制憲者意思といっても、それが具体的に何を指すのか、そもそも確定できるのか、という難問があることは一応指摘しておかねばならない。

第2に、論者の憲法学上の基本的な主張は、ドゥオーキンの「道徳的読解」が制憲者意思を重視するものであるにもかかわらず、「穏和な平和主義」論はその点を軽視しているというものである。だからこそ第2章で執拗なほどに議事録を参照するのであろう。だが、制憲者意思の観点のみでは「穏和な平和主義」論への批判としては十分とは言えない。また、「原理」と「準則」という区別を用いているだけでは、「穏和な平和主義」論がドゥオーキンの解釈理論に全面的にコミットしていることにはならないであろう。見方を変えれば、本論文において論者は、ドゥオーキンの「道徳的読解」に化体して、独自の9条解釈の評価基準を作り出しているのではないか。具体的には、歴史から明らかとなる制憲者意思に忠実でありつつ、同時に裁判所の先例と「憲法全体の構造図」とも原理的に整合するという意味でインテグリティが実現されるように、憲法は解釈されねばならない、というものである。ドゥオーキンの「道徳的読解」は主として合衆国憲法の権利条項の解釈論であるのに対し、本論文では、論者が統治規定と位置付ける9条の解釈論である以上、両者は異なる。

第3に、論者は、このように「原意」（制憲者意思）を重視する姿勢をとるが、それが第3章での検討およびその結論と整合するののかという疑問がある。論者は、アッカーマンの二元的民主政論を脱構築すべきだという杉田敦の主張に依拠し、市民による「日々の憲法実践」によって、憲法規範が形成されてゆくというダイナミズムに着目する。だが、これは端的に、9条の規範内容が、「原意」（制憲者意思）から乖離する可能性を正面から認める議論ということにならないか。憲法改正によらない憲法規範の変動は、こと統治規定については、近代憲法の授權規範性・制限規範性から基本的に認められないはずである。だとすれば、こうした議論を9条の文脈に応用するには、なお慎重な検討が求められたのではないか。

第4に、右の論点に関連して問題なのは、「世論」を決定的ファクターとみるカツェンスタインの議論に依拠し、「以降40年間において、日本における圧倒的多数の民衆は、自衛隊を受容しつつ憲法9条改正を拒んできたことが跡づけられている」という記述が存することである。結果的に、民主的熟議を通じての「重合的合意」ではなく、単なる世論レベルによって9条の規範を相対化しようとする立場に接近するのではないか。それどころか、第4章では、論者はリベリズム立憲主義に立つことを明言し、「相対化」を説くのである。「相対的思考」の必要性について樋口陽一を引用するが、樋口の議論は、まさにそのような市民が多数を占める国であるからこそ全面放棄説が主張されるべきだというものであったはずである。論者は最終口頭試問（公開発表）の席上、憲法研究者と市民の解釈実践は区別されると回答したものの、本論文自体からその点を読み取ることは難しい。

第5に、日本における憲法規範の定着過程をかえりみると、憲法訴訟の役割の大きさと重要性を見逃すことはできない。9条に限ってみても、砂川・恵庭・長沼・百里など、米軍と自衛隊の基地や軍事施設に対する訴訟が政治的にも社会的にも大きな意義を有してきた。「憲法9条学説の現代的展開」というタイトルの論文であって、しかも第3章で「非武装平和主義」の実現（定着過程）の道筋を考察しているわけであるから、少なくともこれらの訴訟において憲法学説が果たしてきた役割について一定の分析が

行われるべきであったように思われる。第5章の記述が、辺野古新基地問題をめぐる推移を整理したものにとどまっており、独自の考察が見られない点も惜まれる。

第6に、長谷部「穏和な平和主義」論の核心は、自衛隊合憲説に立ちつつも、集団的自衛権容認の閣議決定の違憲性を鋭く説くものであり、それこそが自衛隊容認の長谷部説の最重要の主張であった。だが、本論文では、集団的自衛権容認の閣議決定を批判する長谷部説の核心部分については等閑視している。現実の自衛隊とその活動の違憲的拡大の動きを正当化する解釈論にこそ、より批判の矛先を向けるべきではなかったか。いずれにしても、終章を設けて、本論文全体を総括する視点の明確化がなされるべきであったと考える。

以上、縷々述べてきたが、本論文の問題点、足らざる点は将来のさらなる検証と論証に待つべきものであり、本論文は憲法9条の「原意」を再確認し、さらにその規範性の積極的評価を現代にまで展開した論文として、憲法9条をめぐる「原意」とその展開についてきわめて有意義な議論を提示したものである点に変わりはない。とりわけ憲法学において、9条・平和主義の領域における学問的研究が必ずしも多いとは言えないなかで、大著をもって問題提起を行ったことは高く評価されよう。前述したさまざまな問題点は、憲法学全体の課題でもあって、本論文全体の学術的価値をいささかも損なうものではない。

III 結論

以上の審査の結果、後記の審査員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2020年1月15日

審査員

主査 早稲田大学教授 博士（法学）（早稲田大学）

水島 朝穂（憲法）

副査 早稲田大学教授 博士（法学）（早稲田大学）

岡田 正則（行政法）

早稲田大学准教授

金澤 孝（憲法）

早稲田大学名誉教授

戸波 江二（憲法）